

かがやく未来型中小企業応援事業補助金審査委員会設置要領

(名称)

第1条 本会の名称は、かがやく未来型中小企業応援事業補助金審査委員会（以下「審査会」という。）とする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、かがやく未来型中小企業応援事業実施要領第6条第1項の規定に基づき、支援対象企業の採択に必要な審査を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成するものとし、外部委員については、知事が委嘱する。

- (1) 産業労働部 地域産業振興課長
- (2) 秋田県信用保証協会 経営支援部長
- (3) 産業技術センター 技術イノベーション部長

3 審査会の委員長は産業労働部地域産業振興課長とする。

(委員長)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を統括する。

(議事)

第5条 審査会は、知事が招集する。

2 審査会は、委員全員（代理出席可）の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、審査のために必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

4 審査会は非公開とし、審査会の出席者は議事の内容を他に漏らしてはならない。

(審査)

第6条 審査会は、かがやく未来型中小企業応援事業実施要領第5条第1項の規定に基づき申請された事業計画等の内容について、別に定める審査要領により審査しなければならない。

(事務局)

第7条 審査会の事務局を秋田県地域産業振興課に置く。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。